

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆様

# 「受動喫煙防止対策助成金」を利用しませんか

長野県労働局 ☎026-223-0554 / 相談支援窓口 ☎050-3537-0777

健康増進法が改正され、来年4月から原則屋内禁煙が義務化されます。厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策の費用を一部支援する「受動喫煙防止対策助成金」等の支援を行っています。この機会にぜひご活用ください。

## ●対象となる事業主 次の(1)～(3)のすべてに該当する方

(1)	労働災害補償保険の適用事業主			
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主			
	業種		常時雇用する労働者数*1	資本金または出資の総額*1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療等	100人以下	5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業等	300人以下	3億円以下
※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。				
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主			



## ●対象となる措置

	助成対象	要件	喫煙以外での使用
①	喫煙専用室の設置・改修	入口における風速が0.2m/秒以上 他	飲食等×
②	加熱式たばこ専用喫煙室、シガーバーなどの設置・改修	・入口における風速が0.2m/秒以上 ・労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること 他	飲食等○
③	屋外喫煙所(閉鎖形)の設置・改修	喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等×
④	換気装置などの設置・改修(既存特定飲食提供施設のみ)	粉じん濃度が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下、または必要換気量が70.3×(席数)m <sup>3</sup> /時間以上	飲食等○

## ●助成内容

### 【助成対象経費】

①～④の措置にかかる工事費、設備等

### 【助成率】

経費の2分の1  
(上限100万円)

※飲食店への助成率は、今年度に限り3分の2

●厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

# 町営住宅入居者募集

申込 問 総務課 管財係 ☎62-9325

## ◆住宅の概要(募集戸数:1戸)

住宅名	構造等	規格	家賃	所在地等
一ツ藪公営住宅 2号	簡易平屋建 昭和56年度建築	3DKY	12,500円～ 24,600円	富士見町富士見3250-1 富士見高校より西へ約500m

D…ダイニング K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

【募集期間】 10月1日(火)～10月15日(火)

【申込方法】 総務課 管財係に備え付けまたは町ホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) 内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】 公開抽選

【抽選日時】 10月16日(水) 午前10時～

【会場】 役場3階 図書室

【入居日】 原則として入居決定後10日以内

【入居資格】 次の①～⑥の資格を全て満たす方

- ① 地方税を滞納していない方
- ② 現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ③ 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
  - ・一般世帯 - 158,000円以下
  - ・高齢者身体障害者世帯等 - 214,000円以下
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方(他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可)
- ⑤ 町内に住所または勤務先を有する方
- ⑥ 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

